

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施のため必要な内規の整備 （審査に関する考え方）に対する意見募集の結果について

令和 2 年 3 月 30 日
原子力規制委員会

1. 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（改正案）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（改正案）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（改正案）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（改正案）について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 12 月 26 日から令和 2 年 1 月 24 日まで（30 日間）

対 象： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの
廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（改正案）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（改正案）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの
廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方（改正案）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する
考え方（改正案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数： 2 件※

○御意見に対する考え方： 別紙のとおり

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 20 件。

提出意見とこれに対する考え方

1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
	なし	

2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
	なし	

3. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p><該当箇所> 3頁 14行 <内容> 「1本店（本部）及び工場又は事業所における…」の「工場又は」について、もんじゅに特定した解釈では、「工場」の意味が曖昧なので、削除すべきではないか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、「工場又は事業所」を「事業所」に修正します。</p>
2	<p><該当箇所> 4頁 9行 <内容> 「明記されていること」から「明確にされていること」に変更されているが、審査内容が異なるのか？</p>	<p>御指摘の変更は、他箇所と表現の統一をしたものであり、内容に変更はありません。 したがって、原案のとおりとします。</p>
3	<p><該当箇所> 4頁 11から16行目 <内容> 「また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、…同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。」について、炉心等に燃料がある場合には、廃止措置計画の認可を受け原子炉の運転を停止する恒久的な措置を講じた場合でも、現研開炉規則第87条第3項第5号の2（改正案：研開炉規則第87条第3項第5号）の規定により、原子炉主任技術者の選任が必要であることとしている（「また…」よりも前の記載で、炉主任の選任のことを記載している）。 そのため、「また」以降の記載は不要ではないか？</p>	<p>御指摘の「原子炉主任技術者の選任」につきましては、研開炉規則第90条において、原子炉等規制法第43条の3の26第1項の規定に基づき、炉ごとの選任を求めているものです。 現研開炉規則第87条第3項第5号の2におきましては、保安規定に掲げる事項を規定しているものであり、当該条文にて原子炉主任技術者の選任を規定しているものではございません。 なお、記載につきましては、文意を明確にする観点から、「同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。」について、「同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないことから、研開炉規則第87条第3項第5号に掲げる事項</p>

		の記載は要しない。」に修正することとします。
4	<p><該当箇所> 4頁 11から16行目</p> <p><内容></p> <p>「また、廃止措置計画の認可を受けるとともに、…同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。」について、本条文を残すとしても、「機能停止措置を行った」は、現条文の「運転を停止する恒久的な措置を講じた」と同義であること、「7 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置（研開炉規則第87条第3項第7号）」に「恒久的な措置」と記載があることから、5の変更は不要ではないか。</p>	御指摘を踏まえ、「機能停止措置を行った」は「運転を停止する恒久的な措置を講じた」に修正することとします。
5	<p>・9ページの改正後欄の丸数字6の5行目「記載して」と同7行目「定められて」とは、どちらかに文言を統一したほうが良いと思います。</p>	御指摘を踏まえ、「参考として記載していること」を「参考として定められていること」に修正します。
6	<p>・9ページの改正後欄の丸数字6の5行目「参考として」とは、当該内規を参考文献として引用する、ということの意味しているのですか？（内規を参考に適宜記載する、ということの意味しているのでは無くて。）</p>	御指摘の箇所は、内規の内容を参考にして記載事項を定めるという趣旨です。
7	<p>・9ページの改正後欄の最下行「申請者等」の「等」は申請者以外の誰を指しているのですか？</p>	御指摘を踏まえ「申請者等」を「申請者」に修正します。
8	<p>・9ページの改正後欄の最下行の「記載」がなされているものはどの書類ですか？</p>	測定及び評価の方法の認可に係る申請書に記載されています。
9	<p><該当箇所> 11頁 9行</p> <p><内容></p> <p>「工場又は事業所の外への」の「工場又は」について、もんじゅに特定した解釈では、「工場」の意味が曖昧なので、削除すべきではないか？（「もんじゅ構内における」との記載が同じ条文にある。）</p>	上記1で示した考え方を参照してください。
10	<p>・11ページの改正後欄の14の丸数字4の「排気、排水等」の「等」は排気、排水以外の何を指しているのですか？</p>	例えば固体廃棄物の管理、放射能濃度確認対象物の管理（クリアランス）など、放射性廃棄物の廃棄に伴う線量の低減に係る措置を指します。
11	<p><該当箇所> 12頁 3行</p> <p><内容></p> <p>「工場又は事業所の外への」の「工場又は」について、もんじゅに特定した解釈では、「工場」の意味が曖昧なので、削除すべきではないか？（「もんじゅ構内における」との記載が13-1にある。）</p>	上記1で示した考え方を参照してください。
12	<p><該当箇所> 22頁 7行</p> <p><内容></p> <p>「もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者」につ</p>	廃止措置段階において、燃料体が炉心等から取り出されていない場合は、発電用原子炉主任技術者を置く必要があります。また、廃止措置主任者については、発電用原子炉主任技術者が

	いて、発電用原子炉主任技術者と廃止措置主任者の両方を選任する必要があるように読めるので、「もんじゅの所長及び発電用原子炉主任技術者又は廃止措置主任者」とすべきである。	選任されていない場合に置くことを求めています。同時に存在することを妨げるものではありません。したがって、原案のとおりとします。
13	<p>・ 22ページの7行目「発電用原子炉主任技術者並びに廃止措置主任者」は「発電用原子炉主任技術者（保安規定に発電用原子炉主任技術者について規定している場合に限る。）並びに廃止措置主任者（保安規定に廃止措置主任者について規定している場合に限る。」などとしたほうが良いと思います。 4ページの改正後欄の丸数字4、5ページの改正後欄の丸数字5の記載によると、発電用原子炉主任技術者と廃止措置主任者の両者が同時に存在することは無いから。</p>	上記12で示した考え方を参照してください。

4. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	・2ページの改正後欄の最下行から上に4行目「具体的な方法について・・・定める」：具体的な体制については下位文書に定めてはならないということの意味していると理解してよろしいか？	御指摘の記載については、下位文書に定めてはならないという意味ではありません。
2	・2ページの改正後欄の最下行から上に3行目「下位文書」と3ページの改正後欄の4行目「2次文書、3次文書等」とは、文言を統一したほうが良いと思います。それぞれが同一のものを指しているのであれば。	御指摘を踏まえ「下位文書」に統一します。
3	・3ページの改正後欄の最下行から上に2行目等の「工場又は事業所」は「事業所」と記載したほうがよいと思います。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）は「工場」には当たらないから。	御指摘を踏まえ、「工場又は事業所」を「事業所」に修正します。
4	・6ページの改正後欄の丸数字6の「管理区域へ出入りする」：「管理区域へ出る」というのは日本語として適当ではないので、「管理区域から出る」という文意に沿うように記載の工夫をしたほうが良いと思います。	文意は明確であるため、原案のとおりとします。
5	・6ページの改正後欄の丸数字7の「搬出」と「運搬」との違いは何ですか？	「搬出」とは工場等から物品等を敷地の外部へ移動させることをいいます。 「運搬」とは工場等の内外問わず、物品等を現に保管している場所から特定の場所へ移動させることをいいます。
6	・7ページの改正後欄の4行目等の「放射性液体廃棄物」と18ページの改正後欄の12行目「液体状の放射性廃棄物」とは、どちらかに字句を統一したほうが良いと思います。それぞれが同一のものを指しているのであれば。	御指摘を踏まえ「放射性液体廃棄物」に統一します。
7	<p><該当箇所> 21頁 6行</p> <p><内容></p> <p>核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）は、廃止措置段階の施設であることから、以下の廃止措置計画の審査に関する考え方にに基づき、使用前事業者検査の対象となる設計及び工事の方法の認可の申請でなく、廃止措置計画の変更認可申請を行い実施することとなり、使用前事業者検査の適用は受けない。</p> <p>このため、以下のとおり変更すべきである。</p> <p>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」</p> <p>第4 基本的考え方</p>	<p>廃止措置段階においても専ら廃止措置を実施するためではない工事が実施される場合があり、当該工事に対する使用前事業者検査の実施について保安規定に定める必要があります。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について」における「廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、1 事業の変更の許可の申請並びに設計及び工事の方法並びに溶接の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、2 その内容が再処理施設の現況や再処理維持基準規則等に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより当該改造等を行うことを認める。」

【原案】

19 再処理施設の施設管理（再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号）

2 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

【変更案】

19 再処理施設の施設管理（再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号）

2 定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

又は

2 使用前事業者検査（又は廃止措置計画に基づき実施する使用前事業者検査と同様の検査）及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。